

環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令
の一部を改正する省令案の概要

1. 目的

平成18年12月15日に「信託法」(平成18年法律第108号。以下「新信託法」という。)及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第109号)が公布され、同法により、「信託法」(大正11年法律第62号。以下「旧信託法」という。)について、題名が「公益信託ニ関スル法律」とされるとともに、旧信託法の公益信託に関する規定(第66条から第75条まで)について、新信託法との調整を図る観点から一部改正が行われた。

この省令案は、上記法律の制定及び改正に伴い、「環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令」(平成12年総理府令第98号。以下単に「省令」という。)について、必要な規定の整備等を行うものである。

なお、以下、この省令案による改正前の省令を「現行省令」といい、この省令案による改正後の省令を「省令案」ということとする。

2. 具体的内容

(1) 引受けの許可の申請、事業計画書関係等

旧信託法の題名が「公益信託ニ関スル法律」に改正されたこと、新信託法では「信託財産」と「信託財産に属する財産」とが区別されたこと、新信託法の委任に基づき制定される予定の信託法施行規則(法務省令)及び信託計算規則(法務省令)では、新たに「信託事務年度」の概念が導入されること等に伴い、字句の改め等を行うものである。

(2) 信託の変更に係る書類の提出関係

公益信託ニ関スル法律第5条第1項は、「公益信託ニ付信託行為ノ当時予見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情」が生じたときは、主務官庁は、信託の本旨に反しない限り、信託の変更を命じることができる旨規定している。この信託の変更は、主務官庁が職権をもって行うものであるが、主務官庁がある公益信託に上記の「特別ノ事情」が生じたことを独自に認識することは困難であると考えられる。

そこで、上記の「特別ノ事情」が生じたときは、受託者が信託の変更を必要とする理由を記載した書類並びに信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表を環境大臣等(全国信託にあっては環境大臣に、地方信託にあっては地方環境事務所長。以下同様。)に提出しなければならない等とする規定を整備するものである。

(3) 信託の変更の許可の申請関係

公益信託ニ関スル法律第 6 条は、公益信託について信託の変更（同法第 5 条の規定によるものを除く。）をするには、主務官庁の許可を受けることを要する旨規定しているところ、受託者が信託の変更の許可の申立てをする際の手続として、信託の変更を必要とする理由を記載した書類、信託の変更の根拠となる信託法の規定等を記載した書類並びに信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表を添えた申請書を環境大臣等に提出しなければならない等とする規定を新設するものである。

(4) 信託の併合の許可の申請関係

公益信託ニ関スル法律第 6 条は、公益信託について信託の併合をするには、主務官庁の許可を受けることを要する旨規定しているところ、受託者が信託の併合の許可の申立てをする際の手続として、信託の併合を必要とする理由を記載した書類、信託の併合をする根拠となる信託法の規定等を記載した書類、信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表並びに信託法第 152 条第 2 項の公告及び催告又は同条 3 項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類を添えた申請書を環境大臣等に提出しなければならないとともに、さらに、信託の引受けの許可の申請に関する規定のうち、必要なものを信託の併合を申請する受託者に準用するとの規定を新設するものである。

(5) 吸収信託分割及び新規信託分割の許可の申請関係

公益信託ニ関スル法律第 6 条は、公益信託について信託の分割をするには、主務官庁の許可を受けることを要する旨規定している。

そこで、受託者が吸収信託分割の許可の申立てをする際の手続として、吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類、吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定等を記載した書類、吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表並びに信託法第 156 条第 2 項の公告及び催告又は同条 3 項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類を添えた申請書を環境大臣等に提出しなければならないとする規定を新設するものである。

他方、受託者が新規信託分割の許可の申立てをする際の手続として、吸収信託分割の許可の申立ての場合と同内容の手続を要するほか、信託の引受けの許可の申請に関する規定のうち、必要なものを新規信託分割を申請する受託者に準用するとの規定を新設するものである。

(6) 受託者の辞任の許可の申請関係

公益信託ニ関スル法律第 7 条による受託者の辞任の許可の申請手続を定めるものであり、現行省令第 11 条の趣旨を踏襲し、その一部について新信託法第 36 条の表現と平仄を併せて字句を改める等したものである。

(7) 検査役の選任の請求関係

公益信託ニ関スル法律第 8 条は、私益信託における裁判所が検査役を選任する権限（新信託法第 4 6 条第 1 項）について、公益信託では主務官庁に属するものとしているところ、委託者又は信託管理人は、検査役選任の請求をする際の手続として、選任を請求する理由を記載した書類及び検査役の選任に関する意見を記載した書類を添えた申請書を環境大臣等に提出しなければならないとする規定を新設するものである。

(8) 受託者の解任の請求関係

公益信託ニ関スル法律第 8 条は、裁判所が受託者を解任する権限（新信託法第 5 8 条第 4 項）について、公益信託では主務官庁に属するものとしていることから、委託者又は信託管理人が環境大臣等に対して受託者の解任を請求する際の手続を定めた規定（現行省令第 1 2 条）につき、旧信託法の規定を新信託法の規定に改めるとともに、遺言の方法によって信託がされた場合には委託者の相続人は委託者の地位を相続しないとされていることから（新信託法第 1 4 7 条）、委託者の相続人という文言を削除する等したものである。

(9) 新たな受託者の選任の請求関係

公益信託ニ関スル法律第 8 条は、裁判所が新たな受託者を選任する権限（新信託法第 6 2 条第 4 項）について、公益信託では主務官庁に属するものとしている。

そこで、利害関係人が新たな受託者の選任の請求する際の手続を定めた規定（現行省令第 1 3 条）につき、新信託法等の相当規定の条番号を記載する等したものである。

(10) 信託財産管理命令の請求関係

公益信託ニ関スル法律第 8 条は、裁判所が信託財産管理者による管理を命ずる処分（信託財産管理命令）をする権限（新信託法第 6 3 条第 1 項）について、公益信託では主務官庁に属するものとしていることから、利害関係人は、信託財産管理命令の請求をする際の手続として、受託者の任務終了の事由を記載した書類、信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類及び信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類を添えた申請書を環境大臣等に提出しなければならないとする規定を新設するものである。

(11) 保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請関係

公益信託ニ関スル法律第 8 条は、裁判所が信託財産管理者及び信託財産法人管理者（信託財産管理者等）による保存行為等の範囲を超える行為をする場合に許可をする権限（新信託法第 6 6 条第 4 項、第 7 4 条第 6 項）について、公益信託では主務官庁に属するものとしていることから、信託財産管理

者等がこの許可を申請する際の手続として、許可を受けようとする行為の概要及び理由をそれぞれ記載した書類を添えた申請書を環境大臣等に提出しなければならないとする規定を新設するものである。

(12) 信託財産管理者等の辞任の許可の申請関係

公益信託ニ関スル法律第 8 条は、裁判所が信託財産管理者等の辞任を許可する権限（新信託法第 70 条、第 57 条第 2 項、第 74 条第 6 項）について、公益信託では主務官庁に属するものとしていることから、信託財産管理者等が辞任の許可を申請する際の手続として、受託者が辞任の許可の申請をする際の手続と同様の規定を新設するものである。

(13) 信託財産管理者等の解任の請求関係

公益信託ニ関スル法律第 8 条は、裁判所が信託財産管理者等を解任する権限（新信託法第 70 条、第 58 条第 4 項、第 74 条第 6 項）について、公益信託では主務官庁に属するものとしていることから、委託者又は信託管理人が信託財産管理者等の解任を請求する際の手続として、委託者又は信託管理人が受託者の解任の請求をする際の手続と同様の規定を新設するものである。

(14) 信託財産法人管理命令の請求関係

公益信託ニ関スル法律第 8 条は、裁判所が信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（信託財産法人管理命令）をする権限（新信託法第 74 条第 2 項）について、公益信託では主務官庁に属するものとしていることから、利害関係人が信託財産法人管理命令の請求をする際の手続として、受託者の任務終了の事由の点（信託財産法人管理命令が出されるのは受託者が死亡した場合に限られる。）を除き、信託財産管理命令の場合と同様の規定を新設するものである。

(15) 信託管理人の選任の請求関係

公益信託ニ関スル法律第 8 条は、裁判所が信託管理人を選任する権限（新信託法第 123 条第 4 項、第 258 条第 6 項）について、公益信託では主務官庁に属するものとしていることから、利害関係人が信託管理人の選任を請求する際の手続として、現行省令第 4 条の趣旨を踏襲し、選任を請求する理由を記載した書類及び信託管理人となるべき者に係る第 2 条第 5 号に掲げる書類を添えた申請書を環境大臣等に提出しなければならないこととするものである。

(16) 信託管理人の辞任の許可の申請関係

公益信託ニ関スル法律第 8 条は、裁判所が信託管理人の辞任を許可する権限（新信託法第 128 条第 2 項、第 57 条第 2 項）について、公益信託では

主務官庁に属するものとしていることから、信託管理人が辞任の許可を申請する際の手続として、受託者や信託財産管理者等が辞任の許可を請求する際の手続と同様の規定を新設するものである。

(17) 信託管理人の解任の請求関係

公益信託ニ関スル法律第 8 条は、裁判所が信託管理人を解任する権限（新信託法第 128 条第 2 項、第 58 条第 4 項）について、公益信託では主務官庁に属するものとしていることから、委託者又は他の信託管理人が信託管理人の解任を請求する際の手続として、委託者又は信託管理人が受託者や信託財産管理者等の解任を請求する際の手続と同様の規定を新設するものである。

(18) 新たな信託管理人の選任の請求関係

公益信託ニ関スル法律第 8 条は、裁判所が新たな信託管理人を選任する権限（新信託法第 129 条第 1 項、第 62 条第 4 項）について、公益信託では主務官庁に属するものとしていることから、利害関係人が新たな信託管理人の選任を請求する際の手続として、利害関係人が信託管理人の選任を請求する際の手続と同様の規定を新設するものである。

(19) 信託の終了の請求関係

公益信託ニ関スル法律第 8 条は、裁判所が受託者の定めのない信託の終了を命ずる権限（新信託法第 261 条、第 165 条第 1 項）について、公益信託では主務官庁に属するものとしていることから、委託者等が信託の終了を請求する際の手続として、信託の終了を請求する理由を記載した書類、信託の事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類並びに 残余財産の処分の見込みに関する書類を添えた申請書を環境大臣等に提出しなければならないこととする規定を新設するものである。

(20) 諸届出等関係

現行省令第 14 条及び第 15 条の条番号を改める等したものである。

(21) 業務の監督関係

旧信託法第 67 条及び第 69 条第 1 項の規定がそれぞれ公益信託ニ関スル法律第 3 条及び第 4 項の規定になったことに伴い、これらを改めるとともに、検査をする職員が携帯すべき証明書の様式を定めたものである。

(22) 公益信託終了の報告等関係

新信託法は、信託の終了と信託の清算の段階とを分けて規定していること（同法第 7 条第 1 節及び第 2 節参照）から、現行省令第 17 条を、信託の終

了事由が生じた際に報告すべきことと、信託の清算が終了した際に報告すべきこととに分けて規定することに改める等したものである。

3. 施行期日

新信託法の施行の日（平成 19 年 9 月 30 日）